

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業の実施方針等に関する質問回答書

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|-----|-----|-----|-----|-----------------|---|--|
| 1 | 実施方針 | 1 | 第 1 | 1 | 4) | ② | 望ましい食環境の整備 | 「生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める」とございますが、事業者が新たな食器を提案するのではなく、参考資料 10 に記載されている食器一覧のものを更新するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 実施方針 | 2 | 第 1 | 1 | 5) | (2) | 維持管理業務 | ・調理設備保守管理業務の内容にその他一切の修理・修繕及び更新業務を含むとございますが、最下部の※2 つ目には大規模改修は事業者の業務対象範囲外とするとございます。参考資料 3 の f 厨房設備更新工事に記載の機器以外の調理設備の機器を入替える等の必要に迫られた場合の更新業務は市の業務範囲との理解でよろしいでしょうか？ | 要求水準書（案）第 4 3 10）（4）「備考」をご確認ください。 |
| 3 | 実施方針 | 2 | 第 1 | 1 | 5) | (2) | 維持管理業務 | 維持管理業務の中に、市が行う交付金申請の支援業務とありますが、具体的な交付金・支援業務内容は現時点でわかりますでしょうか。 | 要求水準書（案）第 4 3 11）「市が行う交付金申請の支援業務」をご確認ください。 |
| 4 | 実施方針 | 2 | 第 1 | 1 | 5) | (3) | 運営業務 | 今後、募集要項において入札価格が公表されると思われませんが運営業務で食材検収業務が事業者側になることから運営の委託費について改定があるのでしょうか。具体的な積算は、お示しできますでしょうか。 | 予定価格は、募集要項公表時に示す予定としており、食材検収業務にかかる委託料を含めた額になります。なお、業務ごとの積算額の内訳については、公表を予定していません。 |
| 5 | 実施方針 | 3 | 第 1 | 1 | 5) | (3) | 運営業務 | 食育関連補助業務は、要求水準書（案）に記載の食育関連補助業務を対象とされておりますが、補助というのは具体的に何をさしますでしょうか。一例をいただければありがたいです。 | 要求水準書（案）第 5 3 2）（7）「食育関連補助業務」をご確認ください。 |
| 6 | 実施方針 | 3 | 第 1 | 1 | 6) | (3) | 本事業に関する選定事業者の収入 | 「委託料は物価変動があった場合には、契約に従って改定を行うことがある。」とございますので、入札公告時に公表予定の委託契約書にて経済白書や日銀サービス指数等、どの指数を基準とされるかお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 実施方針 | 3 | 第 1 | 1 | 6) | (3) | 本事業に関する選定事業者の収入 | 「市から選定事業者へ支払方法等の詳細は募集要項等公表時に示す。」とありますが、予定価格は、お示しいただけるとは思いますが、市が想定する内訳もお示しいただけるのでしょうか。 | 予定価格は、募集要項公表時に示す予定としております。業務ごとの積算額の内訳については、公表を予定していません。 |
| 8 | 実施方針 | 3 | 第 1 | 1 | 6) | (3) | 本事業に関する選定事業者の収入 | 委託料の物価変動は何を基準するのでしょうか。 | 募集要項等公表時に示します。 |
| 9 | 実施方針 | 4 | 第 1 | 1 | 7) | | 本事業の実施スケジュール | 「準備期間」と「施設の維持管理・運営」とそれぞれ期間がございますが、参考資料 3 の f 厨房設備更新工事に記載の機器更新は、「施設の維持管理・運営」期間内のどこかで実施することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、要求水準書（案）第 4 3 10）（3）「修繕及び改修業務」をご確認ください。 |
| 10 | 実施方針 | 4 | 第 1 | 1 | 8) | | 事業期間終了時の措置 | 「良好な状態で本市に引き継ぐこと。」とございますが、要求水準に記載の機能性能を満たしていれば、傷やヘコミ等の美観は問わないとの理解でよろしいでしょうか？ | 原則としては、お見込みのとおりですが、事業終了時に状況を判断することになります。 |

| | | | | | | | | | |
|----|------|----|-----|---|----|------|-------------|--|--|
| 11 | 実施方針 | 6 | 第 2 | 2 | | | 事業者選定スケジュール | 事業者選定スケジュールで様式集の公表は募集要項時に公表されるのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 12 | 実施方針 | 8 | 第 2 | 4 | 1) | | 応募者の構成等 | 応募者の構成について本事業は SPC を設立することですが、SPC で金融機関からの借入はなくて良いとの理解で、よろしいのでしょうか。 | 資金調達、事業者の判断によるものと想定していません。 |
| 13 | 実施方針 | 14 | 第 6 | 5 | | | 保険 | 「SPC は本事業に関連する保険に加入することとする。」とございますので、SPC から直接業務を受託する企業毎に保険加入するのではなく、SPC が一括で保険加入することを想定されているとの理解でよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（共通） | 「法令変更」で「その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等」が民間の負担となっておりますが、当該事業に直接関係するかどうかにかかわらず、法令の新設・変更等は民間でコントロールできないものなので、市の負担としていただけないでしょうか。 | その他広く民間企業一般に影響を与える法令の適用については、当該事業にかかわらず遵守されるべきものであるため、示しているリスク分担表のとおりです。 |
| 15 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（共通） | 「税制変更」で「上記以外の税制度の新設・変更等」が民間の負担となっておりますが、当該事業に直接関係するかどうかにかかわらず、税制度の新設・変更等は民間でコントロールできないものなので、市の負担としていただけないでしょうか。 | 上記以外の税制度の新設・変更等については、当該事業にかかわらず遵守されるべきものであるため、示しているリスク分担表（案）のとおりです。 |
| 16 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（共通） | 「物価変動」で「一定範囲の物価変動は選定事業者」の負担とありますが、「一定範囲」とはどの範囲を指すのでしょうか。入札公告時、契約書（案）にて示されるのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（共通） | 「事業に必要な資金の確保に係る費用」は事業者が担うこととなっておりますが、金利に関する項目がないことから、本事業はプロジェクトファイナンスによる資金調達は想定していないとの理解でよろしいのでしょうか。 | 回答 No. 1 2 をご参照ください。 |
| 18 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（維持管理・運営） | リスク分担表（案）で 対象—維持管理・運営 リスクの種類—維持管理・運営費の増大で改修などで想定していた設備機器が物価高騰により想定よりも高騰した場合その差額の負担はどちらになるのかご教示いただきたい。 | リスク分担表（案）「共通」、「物価変動（※2）」をご確認ください。 |
| 19 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（維持管理・運営） | 「配送遅延リスク」の「配送車両の交通事故による遅延」について、追突事故や中央線をはみ出した対向車両との事故といった自責がない事故でもリスクを負うことになるのでしょうか。 | 不可抗力とみなされる場合は、リスク分担表（案）「共通」、「不可抗力（※3）」をご確認ください。 |
| 20 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（維持管理・運営） | 「運搬費増大のリスク」の「燃料費高騰による運搬費の増大」について一定の範囲は選定事業者となっておりますが、一定の範囲の基準となるものをご教示ください。 | 募集要項公表時に示します。 |
| 21 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象（維持管理・運営） | 「運搬費増大リスク」の「交通事情の悪化等による運搬費の増大」について、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。一般的に交通事情の悪化は、新たに道路が作られたり、施設 | 「交通事情の悪化等による運搬費の増大」は、災害や工事による通行止めなどに伴い発生する運搬距離の延長や渋滞による運搬費の増加などを想定しており、示しているリスク分担表（案）のとおりです。 |

| | | | | | | | | | |
|----|----------|----|-----|---|-----|------|-----------------------|---|--|
| | | | | | | | 運営) | が作られたりして車の流れが変わるなどの外的要因によるものが多いと思われませんが、そのリスクを民間で負うのでしょうか。 | |
| 22 | 実施方針 | 12 | 第 3 | 1 | 2) | 別紙-1 | 対象 (移管) | 「移管」の「性能確保」について「事業終了時の性能確保」の性能のレベルをご教示ください。 | 要求水準書(案)第4 1 6)「事業期間終了時の措置及び大規模改修の考え方」をご確認ください。 |
| 23 | 要求水準書(案) | 7 | 第 2 | 5 | 2) | (5) | 配送校及びクラス数等 | 令和6年1月10日現在の「配送校及びクラス数等」が示されていますが、事業期間中に配送校や学級数がこの表の数値よりも増加し、現事業より引き継いだコンテナ・消毒保管装置・食缶の数量では不足した場合は、市の負担において調達いただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | 募集要項等公表時に示します。 |
| 24 | 要求水準書(案) | 8 | 第 2 | 5 | (8) | | 大規模修繕の考え方 | 市の帰責事由、不可抗力とはそれぞれ具体的には何を指すのでしょうか。また、配送車両は付帯施設に含まれるのでしょうか。 | 市の帰責事由とは、市の指示、要求水準書(案)どおりに事業を実施した時において、何らかの損害が生じた場合などを想定しています。 不可抗力とは、天災地変など、市及び事業者いずれの責めにも帰さないものを想定しています。 また、配送車両は付帯施設に含まれないと認識しています。 |
| 25 | 要求水準書(案) | 14 | 第 4 | 1 | 6) | | 事業期間終了時の措置及び大規模改修の考え方 | 事業期間終了時の措置及び大規模改修の考え方の※大規模改修で 建物、電気、機械、調理設備の全面的な更新とありますが現時点で久留米市様が想定している改修をご教示いただきたい。 | 当該事業期間中における、施設及び設備の劣化状況を踏まえた大規模改修を予定しており、外壁や屋上防水、内装、エレベーター改修、キュービクル、放送設備、電話・インターホン設備、火災報知設備、中央制御設備の改修、給排水設備、換気設備などの改修を想定しています。 |
| 26 | 要求水準書(案) | 23 | 第 4 | 3 | 9) | b. | 食器・食缶保守管理・更新業務 | 「食器については、事業期間中1回の更新を想定」とありますが、性能上の更新の必要性(破損している、着色がある、など)の有無に関わらず、本件施設の最大提供食数である8000食分の食器を、事業期間中に1回更新するとの認識でよろしいでしょうか。その場合、更新時期についての指定はなく、事業期間中に事業者が判断したタイミングで行えばよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、更新については劣化状況などを見ながら適切な対応をお願いします。 |
| 27 | 要求水準書(案) | 24 | 第 4 | 3 | 10) | (3) | 修繕及び改修業務 | 修繕及び改修業務で更新工事を計画した時期よりも早く機器が損傷し給食提供に支障が出た場合のリスクはどちらが負うことになるのかをご教示いただきたい。 | 給食提供に支障が生じないよう、修繕及び改修事務を含めた「長期修繕・更新スケジュール」の作成及び実施が前提となります。 なお、ご質問のケースについては、リスク分担表(案)「維持管理・運営」、「施設等の損傷」に基づき判断することになります。 |
| 28 | 要求水準書(案) | 30 | 第 5 | 3 | 2) | (1) | 食材検収業務 | (1) 食材検収業務に記載の、検収時間については、選定後の協議により変更される可能性がありますか。 | 検収時間については、市と事業者との協議により、変更となる場合もあると想定しています。 |
| 29 | 要求水準書(案) | 34 | 第 5 | 3 | 2) | (2) | ク | 「ク. アレルギー対応食の提供」において、「d. 提供容器、提供方法は提案による」とありますが、現事業と方法が変わることにより、学校側に混乱が生じる可能性はないでしょうか。 | 提案された内容を事前に学校側に説明することによって、学校側の混乱は生じないと認識しています。 |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------|----|-----|---|----|-----|------|---|---|
| 30 | 要求水準書 (案) | 35 | 第 5 | 3 | 2) | (2) | コ、 b | 現 PFI 事業では、和え物も同時調理可能となるよう配慮することとありますが、今回は除かれる認識でよろしいでしょうか。 | 和え物=4,000 食×1 献立分も含みますので、要求水準書(案)を修正します。 |
| 31 | 要求水準書 (案) | 35 | 第 5 | 3 | 2) | (3) | f | 「大雪、大雨等の天候の状況下においても給食を配送する必要がある場合の体制を構築すること」とありますが、2020年2月28日に国土交通省より「輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時における輸送の目安を定めます。」がプレスリリースされています。異常気象時や積雪時の配送は非常に高いリスク下での配送となります。その場合に生じた遅延や事故、また、事故による車両・人員に長期的な影響が生じて、以降の配送に支障をきたした場合の責任はどのようにお考えでしょうか。積雪などの異常気象時の配送は、見直していただけないでしょうか。 | 大雪、大雨等の天候の状況下における給食の配送については、基本的には、各種法令及び国の通知等を遵守する必要があると認識しております。 したがって、配送の安全を確保することが困難な場合については、この限りではありません。 |
| 32 | 要求水準書 (案) | 37 | 第 5 | 3 | 2) | (6) | イ | 「イ. 定期、臨時及び日常の衛生検査業務」の「イ) 要求水準」において、「学校給食衛生管理の基準 XII 定期・臨時及び日常の衛生検査」に準拠すること。(7) 定期検査 b. 調理設備及びその取扱い状況：年 3 回定期に行うこと。」とありますが、「学校給食衛生管理の基準」は旧基準であるため、現基準である「学校給食衛生管理基準」での該当箇所をお示しください。 | 現基準である「学校給食衛生管理基準」での該当箇所は、第 2：学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準、第 3：調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準、第 4：衛生管理体制に係る衛生管理基準、第 5：日常及び臨時の衛生検査、及び、別紙 3：定期及び日常の衛生検査の点検票になりますので、上記のとおり要求水準書(案)を修正します。 |
| 33 | 参考資料 3 | 2 | f | | | | | 厨房設備更新工事に際して、機器の熱源変更のご提案は可能でしょうか？ ※電気式をガス式またはガス式を電気式への変更等 | 事業者の提案によるものと認識しておりますが、設置に付随する工事等を含め、選定事業者で実施することになります。 なお、当該施設におけるガスや電気の供給能力については、図面等で確認をお願いします。 また、要求水準書(案)第 2 5 2) (7)「光熱水費の負担」をご確認ください。 |